

滋 税 第 2 3 5 号
令和6年(2024年)6月17日

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹 様

滋賀県知事 三日月 大造

法人県民税法人税割の税率の特例について（諮問）

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）付則第15条に規定する法人県民税法人税割の税率の特例（超過課税）については、令和8年1月31日に適用期限が到来しますので、同年2月1日以降の法人税割超過課税について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- (1) 法人税割超過課税の評価について
- (2) 法人税割超過課税の税率および適用期間について